

第23次東京都消費生活対策審議会
第2回消費者教育推進協議会

平成27年2月10日（火）
都庁第一本庁舎42階北側 特別会議室B

午前9時59分開会

○越山部会長 では、始めさせていただきます。皆さん、おはようございます。

それでは、第2回「東京都消費者教育推進協議会」を開会いたします。

最初に事務局のほうから定足数の報告と配付資料の確認をお願いいたします。

○企画調整課長 消費生活部企画調整課長の赤羽でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、本日の出席状況でございますが、本協議会は委員5名と専門員3名で構成されております。本日は、委員5名と専門員2名の御出席をいただいております。消費生活対策審議会運営要綱第8により、委員の半数以上の出席という定足数に達しておりますので御報告させていただきます。

なお、私学財団の笹本専門員が御欠席という御連絡をいただいております。

なお、この協議会は消費生活対策審議会運営要綱第11により公開の扱いとさせていただきます。また、議事録につきましても公開する予定でございますので、どうぞ御了承をお願いいたします。

次に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

次第をおめぐりいただきまして、資料1が協議会の委員名簿。

資料2が協議会の幹事・書記名簿でございます。

資料3がA3判になりますけれども、「東京都消費者教育アクションプログラム 平成26年度取組実績と平成27年度取組予定について」というものでございます。

そのほか参考資料といたしまして、A4ホチキスどめの「消費者教育アクションプログラム 取組実績（26年度）取組予定（27年度）調査票」でございます。

冊子といたしまして消費者教育推進計画、また、消費者教育アクションプログラムの平成26年度版の冊子を机上に配付させていただいておりますので、不足している資料等がございましたらお知らせください。

また、恐れ入りますが、消費者教育推進計画の冊子につきましては、次回以降も使用させていただきますので、終了後は机上に残したままにさせていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○越山部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

まず、事務局から東京都消費者教育アクションプログラム平成26年度版、お手元の緑の表紙のものの取組実績と平成27年度版の取組予定について御報告いただきながら、アクションプログラム27年度版の更新を念頭に入れつつ今後の消費者教育の取り組みについて審議していきたいと思っております。

まず、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、御説明をさせていただきます。

資料3のアクションプログラムの26年度取組実績と27年度取組予定にまとめてございますので、こちらで御説明をさせていただきます。

まず、消費者教育推進計画は、25年度から29年度までの5か年の計画となっておりますけれども、27年度中間年の到達目標といたしまして、2つの施策について数値目標を掲げております。

資料3の番号1ですが、「新たに連携する団体の数」といたしまして、計画策定当時の25年9月現在ということで48団体の連携を行っておりましたが、現在、26年度12月末現在で45団体と新たに連携をいたしました。こちらは27年度までの到達目標が30団体でございますので、目標としてはもう目標は達成しているのですけれども、新たに連携を結んだところと更なる連携を深めていくといったことが今後の課題となると考えておりますので、現在のところ数値目標を変更する考えはございません。

2番目の「消費者教育推進地域協議会又はそれに類する連携のための組織を設置」ということで、こちらは27年度の到達目標の10区市町村に対しまして、現在の実績としては千代田区、葛飾区、この2団体の2区市町村となっております。今、取り組みをいろいろ進めているところございまして、27年度末までにはあと2団体ほどの設置が可能になるのではないかとというような進捗の状況でございます。

次に、特に重点的に取り組むテーマ、世代といたしまして5項目掲げております。まず具体的な取組としては、多様な主体との連携ということと区市町村への支援が大きく2テーマございまして、そのほか世代としては若者の消費者被害の防止や高齢者の消費者被害の防止、また、子供の安全確保、この5点を重点的なテーマとしております。

まず、多様な主体との連携の実績と今後の予定でございますが、大学との連携による消費者教育といたしましては、大学が実施する新入生ガイダンス等に東京都のコンシューマー・エイドを出前講座の講師として派遣して消費者教育を実施したということで延べ31回、具体的には11大学で受講者数は3,602名ということになっております。

また、事業者・事業者団体との連携による経営者向け啓発の実施、事業者・事業者団体との連携による企業向け出前講座、こういったことにも取り組みまして、新たに作成いたしました消費者読本の提供、新入社員向け、中堅社員向けに、それぞれ企業の社員としての消費者教育に取り組んでいただいた実績を掲げてございます。

また、事業者・事業者団体との連携による都民向けの講座といたしまして、一般都民を対象に実施したものでございまして、これは金融広報委員会さんと連携等を行いまして2回、今後また3月にもう一回実施する予定にしております。

また、事業者・事業者団体、民間ADR機関との連携による消費者教育を担う人材の育成といたしまして、教員のための消費者教育講座において、それぞれの団体の皆様が作成した消費者教育の教材を展示や御紹介、また、出前講座に関する情報の提供などいたしております。

また、情報発信といたしまして、これらそれぞれの団体の方々が実施する消費者教育や啓発事業に関する情報をフェイスブックやツイッターを活用していろいろな方面に発信したということでございます。

これらの事業につきましては単年度で終了するというものではございませんので、大枠はそのまま27年度も実施いたしますが、実施の内容につきましては本年度の実績を踏まえて、いろいろな工夫やテーマの選定、そういったことを行いながら引き続き取り組んでいく予定にしております。

1枚おめくりいただきまして、「区市町村への支援」の項目でございます。

こちらは、区市町村が独自で実施している出前講座等で講師の派遣などが困難な場合には東京都のコンシューマー・エイドを派遣し、講座を支援しているというものでございます。

また、多摩の消費生活センターが中心となって、多摩地区の市町村と共催でいろいろな講座を開催しているということでございます。

また、8の「区市町村の消費者教育を担う人材の育成支援」ということで、消費者問題マスター講座というのは従来からやっておりましたけれども、地域で見守り活動等を行っている方々に専門的な、また、より新しい知識を習得していただくということで区市町村の推薦枠というものを設置いたしまして、区市町村を通じて申し込みのあった受講生を受け入れて実施したということでございます。これらの方々はもともと地域でなんらかの活動を行っている方ですので、即地域で御活躍いただけるということで実施したものでござ

ございます。

「消費者教育モデル事業」でございますが、こちらは8区市において先駆的な取り組みや他の区市町村での今後の展開が可能な取組を実施しておりまして、これらを実績報告としておまとめして各区市町村にお配りするとともに「東京くらしWEB」で事例の紹介をして、いろいろ今後の各団体の参考にしていただくというようなものでございます。この8区市の内訳は記載のとおりでございます。こういったことを27年度も引き続き実施していく予定でございます。

「ライフステージごとの取組」でございますが、まず、若者の消費者被害の防止といたしまして、若者向け悪質商法被害防止キャンペーン、これは毎年1月から3月、卒業時期、また新入学の前ということで、こちら各各方面でこれから本格的な実施をしていくという予定でございます。

また、なかなか消費者問題に関心の薄い若者をいかに引きつけるかといったことで工夫した手法が12番になりますけれども、民間ウェブサイトの「芸人ラボ」とタイアップいたしまして、悪質商法をテーマに若手芸人の方がつくった漫才コントをネットで動画配信するというところでいろいろ話題を提供しているところでございます。

また、13番は大学生等が集まる機会を活用した出前講座ということで、先ほど申し上げました新入生ガイダンス等の再掲ということになります。

このほか、新入生だけではなく、ゼミ単位で被害防止のための講座等も行っております。

14番目は、大学生協と連携した大学生向けのセミナーといたしまして、生活協同組合の協働事業として実施しております。

また、新社会人向けの消費者教育教材の作成・提供、出前講座等もいろいろ取り組んでおりまして、今後の予定でございますが、若者に被害が多く発生している手口、対処法などを4コマ漫画でわかりやすく解説した冊子を作成し、3月に配布を予定しているというものでございます。

これらにつきましても基本的には事業の枠組みの中で創意工夫をして27年度も進捗していく予定にしております。

もう1枚おめくりいただきまして、若者の消費者被害の防止というのがあと2点ございますけれども、これは情報の提供ということでゲーム画面のテロップを活用して情報を発信するというものと、これは27年度に拡充を予定しているものですが、現在のくらしWEBはモバイル端末からのアクセスに対しては少々見にくいところがございますの

で、特に若い方はパソコンより端末からごらんになることが多くございますことから、端末に左右されることなく常に閲覧しやすいページづくりを行うということでレスポンスデザインを導入する予定でございます。

4番目の「高齢者の消費者被害の防止」でございますが、キャンペーンは9月、敬老の日を中心に実施しておりまして、19番目の「介護事業者向けの出前講座」は、この数年で拡充をしているものでございます。ホームヘルパーやケアマネジャー等の介護事業者や民生委員の方々など高齢者を見守る立場の方を対象に、高齢者が被害に遭いやすい消費者トラブルとか被害発見のポイント等を講座によりお伝えするというので、25年度は150件、26年度は200件を予定しておりまして、12月末までに138件の実績がございます。これは、今後より充実するために、27年度につきましては年間300件を予定しております。

また、高齢者が集まる機会を活用した出前講座、出前寄席は、介護施設や老人会、町内会等、それぞれ高齢者の近くへ出向いて行って楽しんでいただきながら啓発を行っているものでございます。

また、高齢者にいかに御理解いただくか、どんなことに気をつけたらいいのかというのをより理解していただくために手口をわかりやすく紹介する効果的な取り組みといたしまして、悪質商法の手口を再現ドラマとして実演いたしまして、そこにわかりやすい解説を行う受講者参加型の出前講座というものを企画・実施しておりまして、年度末までにさらに約11回実施の予定にしております。

生活協同組合との連携した消費者セミナーは、先ほどの大学生協と同様に生協連合会との協働事業としていろいろなテーマを設定いたしました講演会等を実施しているものでございまして、年度末までに3回予定をしております。

地域における高齢者見守りネットワークづくりの支援ということで、区市町村における高齢者の見守りネットワークの状況の把握を行いまして、その結果を踏まえて東京都から区市町村への支援メニューを検討しておりまして、これは引き続き支援メニューの活用等を区市町村に働きかけるということと、あと、こういったネットワークの状況というのは各自治体によってすごくさまざまでございますので、そういった事例を集めまして、他の自治体への御紹介等を進めていく予定にしております。

5番目の「子供の安全確保」ということで、「子供の事故防止に向けた情報発信・普及啓発」でございますが、まず、子供のキッズデザイン協議会や東京都立産業技術研究センタ

一との共催で、子供の安全に配慮した商品見本市ということでセーフティグッズフェア等を開催しました。やけど防止や窒息防止など安全・安心なデザインで開発された商品の展示、また、企業向けセミナー等を実施しておりまして、より広く安全な製品が開発されるとともに、それが流通していく、消費者にお知らせするというような取り組みを行ったところでございます。これらの展示商品については「東京くらしWEB」でも御紹介をしております。

また、子育て世代が多く集まる各種イベントで、これは消防庁さんとの御協力で共催ということになりますけれども、防災館や区市町村が開催する消費生活展などに、家の中の危険を目で見える模型を作成いたしまして、それらを展示してパネルとともに御説明したり、フードのひもが危ない子供服とか、そういったような危険なものを目で見て御理解いただけるような体験型の啓発を実施しているところでございます。

また、幼児等を対象とした事故防止ガイドの活用ということで、ヒヤリ・ハット調査というのを今まで行ってございましたけれども、そういったものからわかりやすいガイドとして作成いたしまして、今年度は「乳幼児の転落・転倒事故防止ガイド」を作成いたしまして、都内の幼稚園、保育所等へ配布するとともに、「東京くらしWEB」で配信をしております。

簡単でございますが、以上でございます。

○越山部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告をもとにそれぞれの専門的見地からの御助言やアクションプログラム27年度版に掲載すべき新たな事業の御提案など、今後の消費者教育のあり方について御審議いただきたいと思っております。取組実績についての質問、感想でも構いませんので、御意見等がございましたらお願いいたします。

また、アクションプログラムについては重点的に取り組む5つの世代、テーマがありますので、1テーマずつ時間を区切って議論いただければと思っております。

それでは、まず1番目の「多様な主体との連携」の箇所ということになりますが、議論は、お手元の資料3、横長のこの資料に基づいて順次行いたいと思っております。そのため、まず、この資料の見方等でよくわからないとかございませんでしょうか。もしなければ、この資料の世代、テーマ別である1ページ目の1の「多様な主体との連携」、この1番目の部分から御検討、御意見等を賜ればというようなスタイルで進めたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○宮阪専門員 少々教えてください。議論に入る前に、「27年度の到達目標の数値目標」、この表の見方の確認をさせてください。

まず、番号1番の「新たに連携する団体の数」の見方ですが、25年9月現在に48団体ございます。それが26年12月末現在で45団体増えますという見方でよろしいでしょうか。そして、27年度には更にプラス30団体増えますという見方でよろしいでしょうか。同じように番号2番につきましても、区市町村数が26年12月末には2区市町村数ございます、それが27年度には更に10区市町村増えますという見方でよろしいでしょうか。念のための御確認です。

○企画調整課長 まず、1番目の「新たに連携する団体の数」でございますけれども、消費者教育推進計画を策定いたしましたのが平成25年8月でございますので、その時点、ここでは25年9月現在ということになります。既に連携をしている団体が48団体ということでございます。それに対して、25年9月以降、27年度までに新たな団体と連携をする到達目標として30団体を掲げたところでございます。それに対して実績といたしましては45団体、もう既に目標を15団体超えた連携を行った実績としてございます。ですので、現在、27年度末までには、この足し算でございますが、78団体の到達を目標にしたところが、現在のところ、もう既に93団体との連携を行ったというように見ていただければと思います。

また、2番目の消費者教育推進地域協議会等は、これは新たな組織ですので、目標設定時には設置している区市町村はゼロでございますが、それを27年度末までに10区市町村を目標に掲げたところでございます。それに対して26年12月末現在、2区市町村の千代田区さんと葛飾区さん、この2団体が設置したといったところでございますので、目標達成のためには27年度末までにあと8団体の設置が望まれるというようなところですので、そのように見ていただければと思います。

○宮阪専門員 ありがとうございます。

もう1点だけ確認させてください。番号1番の「新たに連携する団体の数」の中の「連携」の意味合いですが、ここでいう「連携」というのは「共催」であるとか「後援」であるとか「協賛」、「協力」といったものを全て含んだものという理解でよろしいでしょうか。

○企画調整課長 それは、それぞれのかかわり方によって濃淡はございますけれども、お考えのとおりで結構です。

○宮阪専門員 ありがとうございます。

○越山部会長 あとはよろしいでしょうか。この件は、実は今後継続的な審議になると予定されていますが、具体的な数値目標を基本計画を立てる段階からなるべく設定しましょうねということで進んできました。今、作成しようとしている27年度までの数値目標が出ていますが、それ以降の数値目標についての議論は、実はこれから始まるということになっておるようです。現時点では数値目標は来年度のアクションプログラムまでが目標として掲げられているというような状況になっております。そのようなことを念頭に置いていただいて個々の議論に入っていければと思いますけれども、あと何かその前に確認しておきたいこととか資料の見方とかございますか。よろしいですか。

それでは、5つの世代・テーマ別に順次見ていただければと思います。

まず、1番目の「多様な主体との連携」の箇所、ここはグリーンの表紙の現状のアクションプログラムの8ページあたりから書いてあります。現行のアクションプログラムの順番どおりに整理されておるのですが、この表の見方として、ちょうど中間のところには本年度平成26年12月末現在までの実施状況、まずここまでごらんいただいて、これが十分なのか、または、どういうところに問題があるのか、その辺の御質問等がございましたらお願いしたいのと同時に、一番右側の欄、来年度は具体的にどのような取り組みになるのか、その取り組みになるのかということが、要は来年度のアクションプログラムの骨子になりますので、そのような見方でごらんいただければと思っております。

それでは、まず、1ページ目の「多様な主体との連携」についての箇所で御質問、御確認事項、または御提案事項とかがございましたらお願いいたします。

○上村委員 連携先の広報というところで御質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、宮阪専門員からの御質問に対して、今、93団体が既に連携をしているということでもございましたけれども、その団体を一覧であるとかいう形で見ることができるページとかそういうものはございますのでしょうか。例えば連携をしている大学はどこであって、具体的にその大学においてはどのような連携がされているのかとか、そういうものを見るところはどこになっているのか教えていただければと思います。

○消費生活総合センター活動推進課長 活動推進課長の江寺でございます。

実際にいろいろ講座をやらせていただいた結果につきましては、フェイスブックとかそういうところで御報告をさせていただいております。

○上村委員 ここに書いてございますような事業者・事業者団体、あるいは民間、消費者団体という言い方と、平成25年9月現在で48団体の表示の仕方と、新たに連携した団

体の表示の仕方が一覧表に載っているのが違うので、どういう団体さんと具体的にどういう活動をしているというのを一覧で見られるのかなと思っの御質問でございます。

○消費生活総合センター活動推進課長 大変失礼いたしました。今のところ、一覧に出したオープンにした資料はございませんけれども、いわゆる手持ちの資料のようなものでは御用意させていただいております。もし御希望でしたら御用意させていただきます。

また、公表するためには、連携先の承諾も得る必要があると考えますので、今後検討したいと思います。

○上村委員 例えば大学であるならば連携協定などを結んで、東京都とこういう形で包括的な消費者教育関係の連携協定をしています。その中で今年度はこういう事業をいたしましたと大学が広報できると、大学側としてはとてもやる気が出てくるというところがございますので、ほかの団体さんも同じように東京都のこの活動にこういう形で自分の大学、企業とか協会とかが連携して今年度はこの活動をしましたと外に発信していきやすい形にするには一覧表があると活性化につながるのをお願いしたいと思います。

○消費生活総合センター活動推進課長 ご提案、ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○越山部会長 今の件に関連してですけれども、上の45団体の下のところに事業者団体19とか大学8とかがあって、その下の今の1の欄を見ると、大学のところは11大学とかというふうになったりして、総数と実際の実行数が混在するような形になっています。本件については、私も見方を教えていただきたいところがあってお聞きしました。総数としては実行回数が下の欄に書いてある形になっていますので数字的には矛盾しないのですけれども、この表を見ているだけだと実施回数と団体数の表記が混在するため、見づらいたところがあるかとは思いましたので補足申し上げます。

あと、この件についてでも結構なのですけれども、もう少しよくわからないとかございますか。

○洞澤委員 見方の問題と関連するのだと思うのですけれども、25年9月現在の新たに連携する団体の数と書いてあるところの大学の欄が7になっていて、26年12月末現在で大学8となっていて、新たに8大学が追加されたという理解でよろしいわけですね。そうすると、7足す8で15大学と連携しているのですが、この1番の連携による消費者教育のところを見ると11大学となっていて、連携している15大学のうちの11大学とはやっているけれども、4大学とはやっていないのかなみたいな疑問がありまして、そのあ

たりはどうなっているのでしょうか。

○消費生活総合センター活動推進課長 見づらくて大変申しわけありません。まさに洞澤先生がおっしゃるとおりで、実は15大学とは既に連携はしておりますけれども、昨年末までにおきましては11大学さんと出前講座などで連携事業をさせていただいたということでございます。

○洞澤委員 残りの4大学とはもうやらないというか、4大学はどうなっているのですか。

○消費生活総合センター活動推進課長 実際にはことしは出前講座などでは御縁がなかったということです。

○洞澤委員 続けざまの質問で恐縮なのですが、せっかく連携しているという形で実績をつくっていつているのに、残りの4大学さんとは、今年度というのですか、その区切りはちょっとわからないのですけれども、できていないところがどうしてなのかということと、その分析をなさっているのかということと、それから、東京都内にどの程度の数の大学があるのかわからないのですけれども、現在連携しているのが15大学だとして、その他の大学と今後より連携していかなければいけないと思うのですが、その辺の取り組みについての何かプランのようなものはあるのかどうかということをお教えください。

○消費生活総合センター活動推進課長 すでに八王子の大学コンソーシアムや大学連携が進んでいる千代田区を除いて、都内には67大学キャンパスがございます。本年度におきましては対象の大学キャンパスを御訪問させていただいて、私どもの出前講座や消費者教育の必要性に関して御説明をさせていただいております。

そこで、4大学となぜことしは何もなかったのかということなのではございますけれども、昨年は各大学さんを回っていろいろ消費者教育に関して御説明をさせていただいたのですけれども、チラシを置かせていただいたところで連携先としてカウントをさせていただいております。本年度は実際に出前講座、出前寄席などの事業はお使いいただかなかったということで数が合わないということでございます。

それから、今後の予定なのではございますけれども、既に先ほども申し上げましたが、大学、キャンパスを回らせていただきましたので、一度きりではなく、今後はその関係さらに深めるための対応をしていきたいと考えております。

○洞澤委員 ありがとうございます。

○越山部会長 よろしいでしょうか。

あとは現状の実績の箇所でも結構ですし、その実績に基づいて来年度の取り組みの箇所

でも結構なのですけれども、フリーに御意見をいただければと思います。

○宮阪専門員 先ほど上村先生のほうから連携に関する一覧表の話が出ましたので、それに関連してでございますけれども、私も仮に一覧表を作ってそれをいただけるようなことになったり、あるいは公開するというようなことになるのが良いと思っているのですけれども、そういうことになるのであれば、連絡先がこの番号1の「新たに連携する団体数」の内訳のどこに属するのか、具体的には、「事業者・事業者団体」とか「民間ADR」とか、「その他」とか、どこに属するのか迷われる部分も多分にあると思っておりますので、内訳の定義だけはしっかりしておいて頂きたいと思っています。

その際、我々の東京都金融広報委員会は、多分、この表上ですとその他に入っているかと思いますが、そういう認識でよろしいという理解でいいですね。

○消費生活総合センター活動推進課長 宮阪委員、おっしゃるとおりでございます。

○増田委員 大学67団体を回られたということで、本当に大変なことだったと思っております。教育関係と連携をとるのは、行政の方が率先して回っていただかないと恐らく難しいことだと思うのです。消費生活センターが直接教育委員会とか大学と連携をするということはさらに難しいことなので、東京都さんとしておやりになったということはかなり評価できることではないかと思います。

それともう一つ、事業者のほうとの連携に関してですが、これは長谷川委員のほうがよく御存じかと思うのですけれども、実際には、例えば大手の事業者さんなどの上層部の方は、恐らく、自分のところの社員はそんなばかげた悪質商法にひっかかるということがないのではないかという感覚をお持ちのところを感じるところがございます。会社としての社員教育とか新入社員教育というのは物すごく時間をかけてやる。ただ、その新入社員を社会の一員として生きていくスタートラインに立ったときの教育について幅広くやるという認識が、事業者さんにまだ不足していると思います。そこら辺を私どもの団体としては下からお伝えしていくような活動をしているわけなのですけれども、ぜひともそういう認識自体を変えていっていただき、連携を進めていただければと期待しております。

○越山部会長 ありがとうございます。

○長谷川委員 それでは、補足も含めて2点ほど申し上げます。

まず、大学との連携のところですが、消費者教育推進法でも学校という領域が挙げられています。しかし、今、増田さんがおっしゃったとおり、ここに入っていくことが難しい状況があります。特に事業者団体は難しいのですが、このような形で大学と行政との間で

ある程度の合意、確認が行われればそれをきっかけとして、連携が進むということが期待できると思われるのが1点です。

それから、事業者としての取組ですが、これも職域という領域が推進法の中では定められており、今、企業の中で従業員に対して消費者教育をするということは、これまでそういう発想はなかったというのが実態ですが、これからはそれをやらなければだめだということで取り組みつつあります。ここでは、新入社員向けのプログラムを実施されたということですので、このような形での普及活動に我々も乗っかって職域での消費者教育を強化していければと思います。今後一緒に検討もできればと思います。

○越山部会長 お願いします。

○消費生活総合センター所長 消費生活総合センターの吉村でございます。

大学への働きかけということにつきましては、先ほど江寺からも御報告申し上げましたとおり、個別の営業に回っているというのに合わせまして、東京都だけではなくてほかの団体さんと連携して大学さんへの働きかけをしていくということも重要というふうに思っております。これはまだ調整中でございますけれども、今、消費者庁さんとか私大連盟さんと御協力をさせていただいて、大学さんに改めて消費者教育の重要性について周知をしていただく機会というのを設ける方向で調整をしているところでございます。

あわせて、先月の終わりに日本学生支援機構さんが主催をされましたセミナーの中で、やはり大学の中で学生支援に当たっていらっしゃる方が学生さんに対しての消費者教育とか啓発の機会を多くお持ちではないかということで、このセミナーのほうに東京都が養成いたしましたコンシューマー・エイドを講師として派遣いたしまして、今の若者がどういった消費者被害に直面していて、どういった課題があるかということにつきまして講義をしていただくというようなことを行いました。やはり、東京都単独でできることというのは限られているというふうに思っておりますので、これからもいろいろな団体さんとも連携をさせていただきながら、事業者さんに対しても含めて、消費者教育の意義について働きかけを行っていきたいというふうに思っております。

○越山部会長 ありがとうございます。

上村委員。

○上村委員 よければ具体的な資料を見ていただいて、これをどういうふうにカウントされているのか教えていただけるとありがたいなと思うのですけれども。

(資料配付)

○上村委員 今、お配りをしておりますものは、2月14日、今週の土曜日に本大学で、千代田区あるいは東京都と東京都生協連との消費者教育推進事業ということで実施させていただきますものです。これは、東京都さんが東京都生協連さんに委託をされた事業を生協連さんのほうからお声をかけていただいて、11月に豊島区で実施し、2月に千代田区で実施する、こういう形で実施されるものとして理解をしているのですけれども、こういうものは今回の例えば大学との連携による消費者教育のところではカウントではなくて、生協連さんとの事業とのカウントという形でよろしいのですか。

○消費生活総合センター活動推進課長 本日、資料をお配りしております。チラシのコピーですが、こちらは東京都と東京都生協連との消費者教育推進事業ということで事業者団体さんとの連携事業です。それから、こちらの事業につきましては、上村先生が御担当されている若者向け事業のほか、高齢者向け事業を合わせて年間5講座実施しています。

○上村委員 今、確認をさせていただいて、意見ですけれども、大学との連携のやり方として、先ほど所長がおっしゃいましたように、日本学生生活支援機構などという、そういう既にかかなりの発信力を持っているところと連携をするのはとても有意義だと思います。大学に関して言いますならば、今回見ていただいておりますこのチラシは、千代田区11大学が千代田学というのを行っておりまして、そこでの学長懇談会で11大学、学長とか理事長のところでは配布をさせていただいて、こういう活動は大学にとっても重要な活動ですというお話をさせていただきました。そういう大学のトップ、先ほど事業者のトップの方にいかに働きかけるかというお話もありましたけれども、そういう大学の経営者のほうに働きかけるという活動とあわせて、先日、所長に来ていただきました、八王子は大学コンソーシアムで実際にこういう活動をしていったらどうかということで大学事務局から教職員に働きかけをしているところですので、大学との連携という際にそういう既存の連携にいかにもうまく情報を流し、ターゲットを定め発信をしていただければありがたいです。そのためにも先ほどの一覧表があるととてもわかりやすいかと思います。

2点目です。事業者との連携などで大学に働きかける活動としては、今、金融広報中央委員会、金融庁が連携した金融経済教育を実施しているところかと思えます。金融庁、金融広報中央委員会が推進しようとする金融経済教育は、今年度、モデル大学として日本全国で2大学、来年度5大学で実施されます。その辺ともうまく連携をしていただき全国銀行協会、証券業協会、生命保険文化センター、損害保険協会、皆さん事業者団体の協会の方が来ていらっしゃると思いますので、その辺との事業者団体の連携のときのあり方としてひと

つ参考にしていただけるとうれしいなと思うところです。

以上です。

○越山部会長 ありがとうございます。

この計画は長期的に見ると5年間ですので、一気にいろいろな団体さんと協力していくのは大変ですが、少しずつ輪を広げていくというのはぜひお願いできればと思います。また、私どもが御協力できることはいたしたいと思っているところでございます。

どうぞ。

○宮阪専門員 テーマ1の「多様な主体との連携」について、私自身が素直に感じていることとして、24年12月に消費者教育の推進法ができて、そして、こういった協議会が立ち上がって、実質的には初年度といってもいいですね。そうした実質的に初年度の中で、効果的な消費者教育の展開に向けた取り組みとして、このような「多様な主体との連携」というテーマを掲げたことは、まず非常にセンスがいいなと思っていまして、その中で、実質的な初年度として、ここに書かれているようなこれだけの実績を残されているということを改めて認識しました。私自身は東京都の活動実績を評価しております。

それで、来年度についてもこれと同じような流れの中でやっていかれるということでもございましたので、是非とも我々としても最大限東京都に協力していきたいというふうに思っています。東京都の金融広報委員会として、テーマ1の中で今年度明示的に協力できたのが番号4の「都民向けの講座」で、これは6月、7月に行いましたほか、3月にも行う予定となっています。あと、番号5については、教員向けの消費者教育講座と刊行物の提供をさせていただきました。多分そこに限られていたのではないかと思います。今、上村先生がおっしゃってございましたけれども、もし活躍の場があるのであれば、遠慮なくお声掛け頂けないかと思っております。

なお一つ質問がございます。番号2の「事業者・事業者団体との連携」についてですけれども、こちらはぱっとみたところ、回数とかが少ないようにも見えるのですが、消費者教育推進法の制定を受けて東京都でも条例化を進めている中で、たしか事業者・事業者団体の消費者教育の努力義務の規定化がされる方向で審議会で議論されたと思うのですが、そういったことを受けて、シャドーはかかっていますが、この部分は27年度東京都として、力を入れていきたいお考えがあるのか否か、そのあたりを教えてください。

○消費生活総合センター活動推進課長 意向はいつも強く持っております。まだまだこれ

からだと思っておりますので、これから皆さんにより強く働きかけを行って、皆様方には私どもの教材などを使っていただこうと思っております。

○宮阪専門員 ありがとうございます。この分野について、我々も可能な限り協力していきたいと思っておりますが、我々のほうで仮に消化できないような場合があれば、それはそれでこういった案件が来ているので東京都で対応できるかどうかというような形で、具体的には逆にこちらから東京都の方に情報を提供するような形の連携の仕方も一つイメージしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○長谷川委員 大学の出前講座ですが、私どもは事業者団体として幾つかの大学と協議しながら実施しています。中には単位講座として前期15講座、後期15講座ぐらいをシリーズで消費者関連教育ということでやりますが、事業者団体だけでは限界があるという問題があります。やはり学校での教育、大学での教育ということであれば、学生のゼミでも消費者問題を研究されるところが全国的にも多いこともあるので、例えば首都大学などで消費者教育関連の単位講座の類を開発して、それを実施していただけるとモデルパターンとなって、ほかの大学にもお薦めできるような形になるのかもしれない。ぜひそのような検討もしていただけると効果的ではないかと考えます。

○越山部会長 どうぞ。

○消費生活総合センター活動推進課長 検討させていただきます。ありがとうございます。

○越山部会長 大学と事業者にフォーカスが随分当てられていると思いますが、それ以外にも民間のADR機関だとか、その他の機関等との連携も積極的にやられているということは非常に見えておるのですけれども、今のところ皆さんの御感想というのはほぼ評価しているという御理解でいいでしょうか。

ということになると、一番右側の欄の1のテーマの箇所に関しては、現状のまま継続してやっていただきたいとの方向性でした。この中で先ほどから連携の種類だとかパターンみたいなものをいろいろ考えて工夫する、または連携ではなくて協力してくれる方々の御意見等を踏まえて、もっと充実したものにしていくというような意見が出ましたので、それらに関してはアクションプログラムの中に入れる、入れないは別としても、実際にお薦めになる上で御参考にしていただければありがたいと思います。そんな理解でこの1に関しては議論を終了させていただければと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○消費生活部長 消費生活部長の山本でございます。いろいろ御意見いただきましてあり

がとうございます。

大学関係と事業者関係の連携ということで消費生活部とセンターのほうで一緒になっていろいろ今年度取り組みを進めてきたところでございます。特に大学関係ですと、上村先生がおっしゃったように、大学側のトップの方の御理解というのが非常に大切で、特に新生のガイダンスの時期に出前講座を活用していただくということになりますと、かなりスケジュールが込んでおまして、そこに突っ込むというのはなかなか御理解いただくのは、やはり大学側がこの問題についてかなり問題意識を持っているということが必要なので、そういう個別に営業をしていくということと一緒に、もう少し大学のトップの方に知っていただく上では、今やっております私立大学連盟さんとかいろいろな形での団体さんとの連携をとりながら意識啓発というのをやっていかなければいけないなというふうに思っております。特に、今、大学側の危険ドラッグとかほかの分野でもいろいろ学生さんに周知していかなければいけないことがあるというふうに聞いていますので、そこに負けないように消費者教育についても理解をしていただく必要があるなというふうに思っております。

あと、事業者向けのほうでございしますが、いろいろな形で連携をとらせていただいているところなのですが、今年度あたりから幾つか個別の事業者さんに出前講座の活用をお願いして、やっと実績が幾つか出てきているというようなところでございしますが、今まで我々が個別に関係したところにお訪ねして御活用いただいているというような個別の営業で数字を伸ばしているところなのですが、こちらもこの形ではなかなか大きな発展というのが見込めていきませんので、何かしらルートをつくって、従業員さん向けの消費者教育を御理解いただく必要があるかというふうに思っておりますので、そういう点ではA C A Pさんとか金融広報委員会さんとかのルートで従業員教育の重要性を理解していただいて、我々の出前講座を使っただけならばというふうに思っております。

幾つか事業者の方とやりとりをしている中で感じたのは、もちろん従業員さんが消費者被害に遭わないということもあるのですが、その御家族に対してのケアにもなるのでしょうか、大学生のお子さんがいたり、あるいは、高齢の御両親がいたりということになりますと、そういう人たちに対してどういうふうに接していったらいいか、どういことを注意しなければいけないかということを知っていただくということはずごく重要になりますので、そういった意味でもこの従業員向けの消費者教育というのを十分やっっていかなければいけないというふうに感じておりますので、ぜひ先生方のお力もいただ

きながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○越山部会長 ありがとうございます。

それでは、時間の関係もありますので先に進めさせていただければと思っております。

次の2ページ目のテーマの2、「区市町村への支援」の箇所です。7から10までの項目が挙がっております。それぞれに対して実績数が紹介されております。さらには、これに引き続いた来年度の取り組み予定が入っております。この2の箇所についての御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

○宮阪専門員 番号9の「消費者教育モデル事業」の中で、今年度8区市が指定されているように書かれておりますが、この「消費者教育モデル事業」の知識がないので、教えてください。具体的には、どんなことに力を入れて、どんなことをやっているのか、詳しく教えて頂けないでしょうか。

○企画調整課長 モデル事業に関しましては、もう一つ調査票のほうの10ページ、11ページをお開きいただければと思うのですが、こちらにモデル事業としての詳細を多少書いてございます。例えば新宿区さんで言いますと、真ん中の取組状況のところを御覧いただければと思うのですが、消費者教育をテーマとしたシンポジウムを開催し、そのパネリストに消費者教育推進協議会の委員就任を打診していくとか、協議会設置に向けた準備も含めた事業展開とか、墨田区さんのような消費生活展で展示だけではなくて出前寄席等、そういったものを有効に活用して、いろいろ事業展開を工夫されているようなところとか、大田区さんのような地域包括支援センターで高齢者への消費者被害の防止教育というものを展開しているとか、今まで余り対象としていなかったところに新たに消費者教育を切り開いていったというようなところで御提案をいただきまして、それをモデル事業として進めているといったところでございます。

○宮阪専門員 ありがとうございます。

○越山部会長 ほか何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

後ほどまた戻ってきても結構かと思えますけれども、これに関しては特に何か補足とかはございますか。よろしいですか。

では、先に次の大きな、今度はテーマではなくて世代という格好になっていますけれども、「ライフステージごとの取組」になります。

2ページ目の一番下のところは「若者の消費者被害の防止」で、この部分に関しては最後のページの16、17までが該当箇所になっております。あわせて若者に関しては11

から17の実施状況並びに今後の取り組みについてごらんいただければと思います。

なお、この資料は先ほど説明があったかもしれませんが、3ページ目の上から2番目の17の取組予定のところだけ網かけになっています。これは当初の予定にさらにバージョンアップした箇所がこういうふうに網かけになっているということです。要は少し補強したような取組予定を提案していただいているというようにごらんいただければよろしいかと思えます。

それでは、3の「若者の消費者被害の防止」の箇所について御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

○増田委員 若者に対してのアプローチというのは非常に難しく、アプリを使ったりいろいろな手法で取り組まれているということは非常にいいことだと思っております。

御存じかと思えますけれども、今、東京都近辺で大変大きな問題になっている700人ぐらいの相談者が学生でいるのですけれども、弁護団もできています。内容的には昔からある手法で、例えば後で支払うからと言われて海外にブランド品を買いに行き、自分のクレジットカードを使ったけれど払ってもらえなくて借金だけ残るとか、携帯電話を契約するアルバイトとかいうものとはほぼ似たようなものです。そうしたことが繰り返して行われているということは、これだけ啓発活動をしているにもかかわらず非常に残念に思っています。こうした問題は、大学生に対して入学のときにやるということはもちろんなのですが、もうちょっと下の世代からやる必要があるなと感じております。今、私どもでは小学生とか、場合によっては保育園でお金の使い方とかをやったりするのですけれども、非常に吸収が早くて、素直な感覚で理解してもらえるといるところがあります。

そういう意味で、今、ライフステージでは若者というのが大学生向けと子供の安全となっているので、その途中の小学校、中学校が必要だと思います。多分、区が管轄しているということもあるのだと思うのですけれども、その辺の支援というか、区に対する支援みたいなことも含めてお伺いしたいと思えます。

○消費生活総合センター活動推進課長 金融経済教育をもう少し若年層に向けて考えたらどうかということだと思えますけれども、私どもセンターでは学習指導要領に則した小学校、中学校、高校生に向けて教材を作成しております。本年度は、クレジットカードの使い方ということでWEB教材として高校生向けで作成しております。クレジットカードの使い方というテーマではございますけれども、生計管理、お金の管理なども含めての教材を作成しており、そういった教育、教員に対する支援をさせていただいております。

○消費生活総合センター所長 補足になります。消費者教育、こちらの黄色い冊子のほうの35ページのところにございまして、きょう御説明申し上げたようなものは基本的にアクションプログラムに載っていることになるのですけれども、それ以外の、アクションプログラムには載らないけれども着実に取り組んでいく取組というのが35ページあたりに載っております、区市町村でのお取り組みも含め、東京都としてできる学校現場への支援といたしましてまとめております。35ページの真ん中あたりの例えば学校向け出前講座ということで、先生方がいろいろお忙しくて、御自身では直接授業をやるどころまで手が回らないといった場合などには、東京都が養成したコンシューマー・エイドを講師として派遣したり、その次にございまして、今、江寺が申し上げましたとおり教材を作成して、これは区市町村も含めて授業等で御活用いただいているところでございます。

一番下のところに学校教員向けの講座とありますが、例えば先ほど申し上げました東京都で作成した教材を実際に授業で使うときはどういうふうに使っていただければいいかということ、実際に学校の先生に講師を務めていただきまして、モデル授業をやるというような、そういった実践型の講座も含めて学校教員向けの講座ということをしております。こういった側面支援が中心になりますけれども、学校で先生方が授業をやられる際により効果的、また、御負担が少なく授業ができるような形で支援をしていきたいというふうに思っております、来年度も引き続き力を入れていきたいというふうに思っております。

○越山部会長 お願いします。

○宮阪専門員 東京都が取り組まれている若者の消費者被害の防止に向けた各種施策についても、個人的に評価しております、いろいろな工夫をされているなという印象を持っています。そうした中で、来年度については是非御検討頂けたらと考えていることを申し上げたいと思います。まず、このシャドーをかけられている番号17の「東京くらしWEB」をより多くの都民の方にご覧頂けるような工夫として、東京都の金融広報委員会であるとか、あるいは金融広報中央委員会のサイトとリンクさせて頂けないでしょうか。そうすると、多分、飛躍的にアクセス件数も伸びると思っております。

あともう一つは、前のページに戻るのですが、番号13、番号14、番号15の大学生とか新社会人、いわゆる若年層を対象層としているセミナー・講座関係です。実は、今年度内にでき上がるのですが、若年社会人及び大学生をターゲットにした新教材「大学生のための人生とお金の知恵」をつくっています。それを来年度から本格活用させていただ

うと思っています。従いましてこれを使える場があれば、是非ご紹介頂ければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

以上です。

○越山部会長 大変ありがたいお話だと思います。

リンク等に関してはシステム設計上のお話もあると思いますので、中で御検討いただければいいかなと思っております。

ほかにございますでしょうか。

○洞澤委員 大学生とか若者とかの方々がいろいろな手法で提供される講座に参加していただける方はいいと思うのですけれども、なかなかそういうものに興味を持たなくて参加しなかったり、接する機会がそもそもないという人も多分いっぱいいらっしゃると思うのです。東京都さんの取り組みの中で12番とかというのはとても新鮮な取り組みだなというふうに思っているのですけれども、私は実際、公開収録ということで拝見しに行ったこともあるので状況はよくわかるのですが、今回は池袋でしたか、サンシャインの広場みたいなところで実際に芸人さんがコントをやっているところを公開収録するというので、いろいろな人が足をとめて見る、そういう中で少しでも入ってくる機会が、閉じられたところではなくて開かれたところで少しでも知識を提供できる機会というのがもっとあるといいのかなというふうにそのとき非常に感じました。ですので、ぜひこういった活動をもっと広げる形で何か企画を立てていただけるといいのかなということで、感想と来年に向けてのぜひということです。

○長谷川委員 私もこの若手芸人さんの企画というのは非常にユニークでいいなと思っています。実は、ACAPの新年の賀詞交換会があったのですが、その中で、講演ということではないのですが、消費者教育をテーマとした落語をやっていただきましたが、非常に好評でした。各団体、事業者団体は大抵新年の講演会みたいなものをやるので、そのような場にこれを組み込んでいただければ、それなりに訴求効果もあると思います。また、会員が情報を持ち帰って、うちの会社でもやってみようかとかということになれば広がっていきますので、新しい企画を広げていく工夫もいろいろ考え実行されるのがいいと思います。我々もぜひ支援していきたいと思います。

○上村委員 先ほどから17番のところはとても重要な取り組みだなというふうに思っておりました。今の若者は、お金の使い方というのも従来の現金で取引をしていたものと全く違う感覚、当たり前でスマホですね、ポイント制、そういう若者にとっての家計管理と

かは、ちょっとお金の感覚が違う気がするのです。東京都の若者が集まってくる東京都ならではのウェブを使った発信がこの辺で出てくるといいなと。ほかの地方自治体とはまた違う若者がお金の使い方に関して今後どう考えていくのか。例えば大学では奨学金で学生さんたちの半分以上が借金をしょって社会人になっていくような状況がある中で、お金使おうねということがウェブで発信されるといいなというふうに思いながら聞かせていただきました。

以上です。

○越山部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○板寺専門員 先ほどの増田委員の意見と同じようなことなのですが、9番の「消費者教育モデル事業」の中の福生市というところで、私、福生市なのですが、このようなことで民生児童委員協議会から出ております板寺と申しますけれども、担当事務局のほうからのお話をお聞きしますと、大学に向けてという形の活動が出ているのですが、中学、高校まで教育というものの中に盛り込んでみてはいかがでしょうかというようなお声が大分出ているようです。私の住んでおります福生市もかなり多国籍の方々がたくさんいらっしゃいます。そういう中で日本語もなかなかしゃべれないような親御さんたちもいらっしゃる中で、やはりこういうような被害にも遭われているようなのです。ぜひ、プログラムの中で支援という形に向けての項目がたくさん出ているのですが、さらに厚い手だてといえますか、教育も盛り込んだ中でお考えになっていただけたらありがたいなと思います。

以上です。

○越山部会長 それは具体的に何かございますか。

○板寺専門員 こちらのほうに出ております教育現場と、さらにまた、例えば道徳授業とか、いろいろなそれに際立った形の中での授業等にお声を出していただけたらいいのではないかなというような声が上がっているということです。

あと、PTA関係に関しましても何か指導していただけるものがあればというようなこともあるようでございます。

○増田委員 具体的なアイデアということなのですが、教材などのものの支援というのは既になされていて、多分、使い方のところでこういうふうに使ってくださいという授業のカリキュラムなどもおありだと思うのですが、初めて教師がそれをやるというのはかなりハードルが高くて、見たことがないカリキュラムを見て、教材もあるけれど

も、それをまたしゃべるといのはなかなか難しいと思うのです。それは私も同じです。そういう意味で言うと、モデル授業みたいなものを見せる、例えばそれを公開講座みたいにして見せるとか、そういうような形で教師の方にやっていただく、もしくはそれに準じた方がやっていただくような、そういうソフト面での支援というのも必要ではないかと思えます。

それとあと、教育委員会とか教師の方との直接のパイプをつくるのは行政としては大変難しいのだろうと思うのですが、そういうパイプのつくり方とか、パイプをつくるとうようになりますというようなモデル的な仕組みを示して提供してさしあげることで区市のほうで動きやすいのかなと感じております。他県で経験したところからお話ししております。

○越山部会長 実は、私も非常にいい意見だと思っていて、ここで書いてあるテーマと世代に関しては、このスタイルのままどんどん進めていけばいいと思っております。もともと消費者教育というものはもっと若年、中学校とか高校のほうから少しずついろいろな側面から勉強して教育していくということが非常に大事ななと思っております。先ほどから何件か付随する御意見があったと思いますが、そのあたりの扱いについて確認させていただきたいと思えます。この消費者教育推進協議会の中では、どの程度その件について意見を出したり希望を出したりすることが可能なのか、むしろ別の委員会で検討すべき話なのか、その辺、私の理解が間違っているのかもわからないですけれども、何かコメントをいただければ幸いです。

○企画調整課長 こちらは、消費者教育推進計画の中の特にピックアップしたものをアクションプログラムとしてお出ししているもので、本体自体も着実に進めておりますし、来年、5月の下旬か6月に開催を予定している審議会の総会でこの進捗状況等について御報告をさせていただいて、そこで御議論いただく場も設ける予定でございます。本日は、特にこのアクションプログラムに絞っていろいろ御意見いただいておりますけれども、この推進計画全体についてこちらの協議会でいろいろ御意見をお寄せいただくのは大歓迎でございますので、特にこれに絞ったわけではないです。

○越山部会長 私がこんなことを言って大変申しわけありませんでした。

それでは、今、3番目の実行状況についても非常に積極的な御意見等をいただいたので御参考にしていただければということと、あとは、一番右側の来年度の取組予定のところを網かけしているところに関してもコメントをいただいたりしております。先ほどのコメ

ントを踏まえた形で取組予定に関しても、ここまではほぼよろしいということで理解させていただいてよろしいでしょうか。

(委員首肯)

○越山部会長 ありがとうございます。

それでは、4番目の「高齢者の消費者被害の防止」のほうに入りたいと思います。

ここも19番目のところ、「介護者向けの出前講座」のところにも網かけの新しい提案事項が含まれた記述もございます。

それでは、4番目の箇所についての御意見等を賜れば幸いです。

お願いします。

○宮阪専門員 「高齢者の消費者被害の防止」でございますけれども、ここは特に審議会の中で東京都自身が、いわゆる高齢者の問題、たしか「超高齢化社会」と称しておりますけれども、すごく意識されている分野だなということを理解しております。その上で東京都が番号18から番号23までの色々な諸施策を展開してきたことについては、同じように高く評価しています。これも工夫しているなと思っています。

来年度に番号19に書かれているように、見守りネットワークを一種強化するような施策を打ち出すといったこの方向感もすごく正しい方向感だと理解しております。ここで私どもからこの分野で2つ提案なので御検討頂ければと思うのですが、1つは、見守りネットワークのメンバーとして我々東京都金融広報委員会を明示的に含めて頂けないかご検討頂けないでしょうか。消費者教育を推進する立場として、見守りネットワークの一員という存在になりたいと考えています。といいますのも、高齢者が特殊詐欺とかにひっかかるいろいろな事例がございますけれども、全てではないですが、その遠因に心の隙というか、生活設計とか家計管理がしっかりできていないことが背景にあるように思っております。そういった点を少しでも穴埋めすることにお役に立てるのではないかという様に考えたところです。

もう一つの提案でございますけれども、高齢者分野につきましては、昨年つくった教材で通称「大人パンフ」と言われている「大人のためのお金と生活の知恵」という教材がございます。こちらについても、我々、今、全国レベルでいろいろな形で使わせていただいているのですが、実は東京都にももっともっと使って頂きたいと思っております。そういった意味で提供させていただきたいと思っておりますので、この2点の御検討のほうもぜひよろしく願いいたします。

○越山部会長 その資料は、希望すると東京都さんのほうにお渡しは可能なのですか。

○宮阪専門員 可能です。本日、持ってくればよかったですけれども、既に東京都にはかなりの部数を持ってきており、使って頂いております。

○越山部会長 ありがとうございます。

昨年の12月ですか、新たな消費者行政の見解についての答申がまとめて出されて、その中にあえて追加事項として高齢者を見守る仕組みづくりと支援策の充実というコラムが含まれたこともありますので、多分この網かけの部分というのはそういう部分の背景として強化しようとしている部分かなと思いついてお見しております。今のお話も、その中ではネットワークという言葉がありますので、ぜひ御協力いただけるネットワークの輪が広がっていければいいかなと思っております。

引き続き本件の「高齢者の消費者被害の防止」に関して何かございますでしょうか。

これで見ている範囲だと非常に活発に活動されていて、本年度は138件の出前講座が、来年度は300件以上というのは非常に活発でいいと思います。当初、この出前講座なり啓発を進めようとするときには、なかなか出てこられない、本来聞いてほしい高齢者、要は一人でお住まいの高齢者の方がどんどん出てきていただけるまで啓発とかお話をさせていただくような場を設けることが一番大事なのかなという議論があったと思います。多分そういう部分も踏まえていろいろ御苦労されて回数もふやしていくということは、出ていこうという方の機会をふやしていただいているように思われますので非常にいい方向に行っていると思います。その件に関して何かこういう御苦労をされているのだとか、もっとこういう方面に御協力いただきたいと思っているとか、何か補足とかございますか。

上村委員。

○上村委員 活動としては非常に活発化を評価しますが、1点だけ今後で、生協との連携あたりで来るのかもしれないのですけれども、保護されるべき高齢者というイメージで基本を描かれて東京都の高齢者というのは非常に経済力、能力、いろいろな力をお持ちの高齢者が多いと思うのです。そういう方たちの相互の支援をうまく引き出せるような得物がこの中に盛り込めないか。自分たちは保護される対象としての高齢者ではなくて、次の世代にいいものを残そうとしている高齢者というか、そういうイメージがどこかに盛り込めたいけると非常にポジティブに展開できる思っているところです。

先ほど御紹介をした今週末のセミナーなのですけれども、【温かいお金】と【冷たいお金】がキーワードになっています。誰かのためにお金を使う、付加価値がつくようなお金の使

い方というのは【温かいお金】で、金額だけのお金というのは【冷たいお金】と捉えています。高齢者さんはきっと温かいお金を使いたいと思っているし、若者も温かいお金の使い方を考えたいと思っていられるのがキーワードを選んだ理由です。単に被害防止だけではなくて、いろいろな貢献ができる、可能性をもった方として高齢者を描けるともうちょっとアピールの方向が違うのかなと思いつつ、今までの活動としては非常に効果を上げていると思いますけれども、少し方向性をそういうものも加えていただけたらありがたいです。

以上です。

○越山部会長 ありがとうございます。

○板寺専門員 高齢者に向けてということではいろいろなキャンペーン等の実施を含めまして、私どもの活動に関しましては高齢者のお宅への訪問とか見守り、声かけ、安否確認を含めまして訪問させていただいています。いろいろな形の中で未然に防げるような形でいろいろなお声がけをさせていただいているのですけれども、また、地域のコミュニティー関係に関して、来ていただける高齢者の方々、出前講座も含めて、そういう方々は十分未然に防げているようなのですが、そういうところに来ていただけない方々、こちらの方々が被害に遭われているというようなことのございます。私たちの活動の中でどんどんいろいろなお宅に訪問させていただいて、チラシ、パンフレット、いろいろなことをお声がけさせていただいているのですが、不幸にして被害に遭ってしまった方、昨年度の委員会でもお話しさせていただいたのですけれども、そういう方々に対しての相談できる心のケアというような受け皿と申しますか、窓口がこの委員会の背景にあったらいいなと1つ思うのと、また、さらにそういう方々が、心理ということですが、被害に遭ってしまったことがとても恥ずかしい、それを人に言うこともできない、また相談もできないという方が多数いらっしゃるということがございます。ぜひそのようなことも考えた受け皿と申しますか、そのような形でこの委員会が何かの手だてと申しますか、そういうことを考えた背景があるということがあればいいなという一つのあれなのですが、また、民生児童委員協議会でも振り込め詐欺とかいろいろな被害対策、詐欺に対する被害に対しましての大々的なキャンペーン等もいろいろ行っていこうというようなことも考えています。さらに、このようなプログラムの活動に向けては手厚いいろいろな広報活動を含めて考えていきたいと思っております。

以上です。

○越山部会長 ありがとうございます。その後の心のケアというお話は、たしか前回もお話しただいて、非常に大事なテーマだと思います。その件、洞澤委員、何かコメントとか補足とか。

○洞澤委員 今、おっしゃっていただいたようなことかなとは思いますが、実際に被害の現場に立ち会っていると、今、板寺先生がおっしゃったようなことというのは非常に多くて、なかなか自分がだまされたことを認めたくないというような方もいらっしゃる、被害に遭われた方をどうやってわかり合うとか、寄り添っていけるかということが非常に今後の大きな課題になっていくのかなというふうに思っています。

他方で、みずから出前講座とかに赴く人はいいのだけれども、なかなか赴かない人が被害に遭いやすいというのはそのとおりかと思うのですが、やはり人と接することとか、あるいは外に出るということが非常に苦痛に感じられる方とかもいらっしゃるわけで、そういう人たちがいるということを前提に、その人たちに適した形で寄り添った情報提供をどうやっていけばいいのかということもすごく大きな課題かなというふうに思っています。雑駁な話で恐縮なのですが。

○越山部会長 急に済みません。

○板寺専門員 訪問させていただいている中で思ったことがもう一つありまして、やはり高齢者の方々はなかなかそのような地域の公民館等に出向いて出前講座を受けられない方々のお声を聞くと、とても孤独で、普通の訪問販売の電話にでも快く応対して話し込んでしまうというようなことがあるようです。いろいろな手口の電話、また、訪問に関しまして、やはり寂しさの中からそのような方々の話を聞いてしまうというようなところもあるかと思えます。いろいろな出前講座等々がございますけれども、私どもを含めまして、さらに根強く手広く辛抱強く活動していけばいいなというふうに思っております。

○越山部会長 ありがとうございます。非常に大事なお話だと思っております。

本件についても現状の実績並びに来年度の取組予定、要はアクションプログラムに入れる中身に関しては御同意いただいたということによろしいでしょうか。決して押しつけるわけではございませんので、コメントとかあれば。よろしいですか。

(委員首肯)

○越山部会長 それでは、これも御了解いただいたということにして、最後の5の「子供の安全確保」の箇所について、その実績と取組予定の箇所を含めて御意見等を賜れば幸いです。

きょうは、お手元の資料で、新しくつくった啓発資料で乳幼児の転落・転倒事故防止ガイドというのを新たに印刷し、ヒヤリ・ハットレポート11として出ていていることは非常にいいと思っております。私の専門は、金融教育の方ではなく、実は子供の事故防止の方でもあり、こういう啓発の資料はどんどんつくって広めていただければいいと思っております。問題はこれら貴重な資料をどのタイミングでどのお母さん、または学校とか子供に伝えるのかという点です。公共の場に置いておいたからといって子供が自分からとりに来るわけではありません。お母さんや、今よく言われている赤ちゃんが生まれる前の段階での子供についての事故の情報だとか危険情報について、関心があって一番情報を吸収していただければいい時期からいろいろお伝えいただくというようなことも大事だと思います。このような資料をどんどん広めていく方法みたいなこともいろいろお考えいただけるとありがたいなとか思ったりしております。

あとは、展示会は非常に積極的にやっていたいただいているのも存じ上げていますし、キッズ協議会さん等との連携も非常に活発であるように思っております。

また、せんだってテレビで報道もありましたけれども、おんぶひもやライターの事故の問題などの子供が巻き込まれる事故というのは、私自身も非常に悲惨だと思って、何とか防止したいと思っている一人なのです。その部分も非常に積極的にやっていたいただいていますし、東京都さんが広報するとテレビ局の方がいっぱい来られてニュースになって非常に心強く思っております。それを機会に継続してずっと御注意いただけるような仕組みづくりも大事なのかなと思ったりしております。私ばかり意見を言って大変申しわけありません。何かございますでしょうか。

○長谷川委員 子供さん向けということでは、体験型学習が非常に効果的ではないかと思っています。セーフティグッズのサイエンスアゴラというのですか、これはこの前の審議会でも伺って、非常におもしろい取組だと思っているのですが、きょう頂戴しましたガイドブックがありますが、ここに書かれていることが実際に体験できるようなテーマパークと言いますか、そういう設備的な設えをして、お子さんがそこで、体験し学ぶことができると、教育に厚みができるし、話題性もあるのではと思います。アミューズメントパークではないのですが、ヒヤリ・ハットのそういうテーマパークと申しますか楽しく、興味を持って体験できるようなアミューズメント施設ができるとおもしろいのではないかと思います。思いつきみたいな提案で恐縮なのですが、そんな感じがします。やはり体験が大事だと思います。

○越山部会長 ありがとうございます。

○生活安全課長 生活安全課長の樋口と申します。御意見ありがとうございます。

体験型が非常に重要ということで、この囲みのところにも書いてあるのですが、本所防災館ゴールデンウィーク防災体験というのがありまして、ゴールデンウィークに防災館にお出かけになる御家族が多いものですから、こちらを利用させていただきまして、東京消防庁さんとの連携で1コーナーをうちに御提供いただいて、そこで実際にお茶の間を再現したものとか、ベランダを再現したコーナーを活用して、子供たちにどこが危ないか実際に指摘してもらったり、職員との掛け合いの中で自ら気づいてもらったりできるような企画を設けております。アミューズメントパークのようなものを常設できればいいのですが、なかなか設置場所が難しかったり、維持管理コストなど、いろいろ影響がでてきますので、既存の集客できるイベントをうまく活用して啓発していく取組を今後とも継続していきたいと思っています。

それから、越山先生のほうから、幅広く事故防止ガイドなどリーフレットやパンフレットを広めていく方法についてご質問をいただきましたが、役所に置いておいてもなかなかこういうものは手にとっていただけないということもありまして、保育園や幼稚園、健診に来られる保健所、国立成育医療研究センターなど小児科病院等にお配りしております。関心のある保育園等ではもっと部数をくださいということで100部、200部単位で御依頼をいただいたりしています。また、最近あったのが児童相談所です。なかなかお子さんの普段の指導まで行き届いていない親が多いだろうということで、児相の職員の方が各戸訪問をされたときに活用しているというお話も聞いております。

○越山部会長 ありがとうございます。非常に心強く思いました。

あとは特に5番目については、今までどおり継続的にいろいろな取り組みをしていきたいというような方向性をいただいております。

○上村委員 今までの方向性、実績に関しては評価をしたいと思います。

学生に防災意識の定着という研究をさせたときに、「もしも型防災からいつも型防災」というキャッチコピーで生活防災、自分の日常生活の中にかくに防災意識をきちんと入れるかということが生活の質を上げるのだという話をしていたしました。越山部会長が言われたように、例えば事故防止などの子供が安全に暮らせるというのはいつも型防災、生活防災の視点なのだろうなというふうに思って聞かせていただいたところです。

先ほど、体験が重要と長谷川委員が言われましたけれども、家庭科教育をやっている人

間から、最近、やかんを知らないという話が出てくるのです。子供たちがやかんでお湯を沸かすということをやったことがない、ボタン一本でお湯は沸くものだと思っているので、お茶をいれなさいといったときに、やかんでお湯を沸かすという感覚が薄れてきたと家庭科の先生方が言われるそうです。新しいタイプの生活能力が変わっていますので、自力で生きていける生活能力を下げないような形での安全・安心というのを考えていただきたいというのが希望でございます。

以上です。

○越山部会長 ありがとうございます。非常に参考になります。

ほかはございますでしょうか。

それでは、この5番目に関しても現状の取り組み状況も十分評価できる、来年度の取り組み予定に関してもどうぞ継続してやっていただければというような理解で御賛同いただけるということでもよろしいでしょうか。

(委員首肯)

○越山部会長 どうも長い時間ありがとうございました。

それでは、ただいまの御意見を踏まえて事務局さんのほうで東京都消費者教育アクションプログラム27年度版の草案をまず作成していただく方向で検討いただければと思います。作成したアクションプログラムにつきましては、皆様に御確認いただきますが、最終的な内容については部会長のほうで確認させていただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○越山部会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

では、今後の予定についてなど、事務局のほうより連絡いただければと思います。

○企画調整課長 本日は、いろいろな御意見、貴重な御意見、どうもありがとうございました。いただきました御意見を踏まえまして、事務局で東京都消費生活アクションプログラムの平成27年度版を作成していく予定でございますが、本日の点に限らず、もしお気づきの点などがございましたらメール等で御連絡をいただければ幸いです。事務作業上なのですが、2月23日の月曜日ぐらいまでにメールでお送りいただければ、こちらとしてもいろいろ検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、ただいま部会長から御説明ありましたように、アクションプログラムにつきまし

ては3月中を目途に作成して、皆様にお送りさせていただきまして確認していただきまして、部会長の御了承を得て完成としたいというように思っております、5月下旬から6月上旬に開催を予定しております消費生活対策審議会の総会で御報告をさせていただく予定でございます。

また、12月の消費生活対策審議会総会で答申をいただきましたけれども、こちらに基づきまして消費者教育の推進に係る条例改正につきましては、現在、手続を進めておりまして、本日告示がございしますが、都議会の審議を経て、4月1日の施行ということを予定しております。同時に御検討をいただいております悪質事業者の不適正取引行為の強化につきましては、事業者への周知期間等を設定する必要がございますので、施行時期は4月ではなくて、もう少し長く周知期間を置く予定にしております。

また、次回以降の教育推進協議会でございますが、条例改正を踏まえまして、28年度以降の中間年、27年度を超えた28年度以降のアクションプログラムにつきまして、新たな施策展開や27年度までの数値目標についてどのようにしていくかなど、来年度は御議論いただきたいことが多々ございます。またそのような点を含めて部会長と御相談の上、次回の協議会等の詳細な日程につきましては改めて御相談をさせていただきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○越山部会長 どうもありがとうございました。

今のとおり、アクションプログラムの草案については準備を進めさせていただきたいのと、来年度に再来年度以降のアクションプログラムをつくる方針として数値目標みたいなものを新たにつくり直さなければいけなくなるということだけ御記憶いただければと思っております。

それでは、ちょうど時間になりましたので、これをもちまして第2回協議会を閉会させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

午前11時48分閉会